



# 島根県報

平成16年 3月16日 (火)  
第 1 555 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

|                                      |               |    |
|--------------------------------------|---------------|----|
| 生活保護法の規定による介護機関の指定                   | ( 健康福祉総務課 )   | 1  |
| 島根県母子福祉協力員設置要綱の一部改正                  | ( 青少年家庭課 )    | 2  |
| 青少年に販売等してはならない図書                     | ( " )         | 2  |
| 青少年に観覧させてはならない興行                     | ( " )         | 2  |
| 換地処分                                 | ( 農 村 整 備 課 ) | 3  |
| 解除予定保安林                              | ( 森 林 整 備 課 ) | 3  |
| 保安林の指定施業要件の変更                        | ( " )         | 4  |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出   | ( 経 営 支 援 課 ) | 4  |
| 道路の区域の変更                             | ( 道 路 維 持 課 ) | 5  |
| 道路の供用開始                              | ( " )         | 7  |
| 車両制限令の規定に基づく道路の指定                    | ( " )         | 8  |
| 車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法           | ( " )         | 8  |
| 浜田港港湾計画の変更の概要                        | ( 港 湾 空 港 課 ) | 9  |
| 西郷港港湾計画の変更の概要                        | ( " )         | 9  |
| <b>公 告</b>                           |               |    |
| 開発行為に関する工事の完了 ( 3 件 )                | ( 都 市 計 画 課 ) | 10 |
| <b>公 企 規 程</b>                       |               |    |
| 島根県企業局財務規程の一部を改正する規程                 |               | 11 |
| <b>選 管 告 示</b>                       |               |    |
| 地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数 |               | 15 |
| <b>正 誤</b>                           |               |    |
| 平成15年 3月28日付け島根県報号外第31号中             | ( 総 務 課 )     | 16 |
| 平成15年 5月30日付け島根県報号外第80号中             | ( " )         | 16 |

## 告 示

### 島根県告示第259号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 |               | 実施する事業      | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 |               | 指 定年月日    |
|-----------------------------|---------------|-------------|------------------------------|---------------|-----------|
| 名 称                         | 主たる事務所の所在地    |             | 名 称                          | 所 在 地         |           |
| 有限会社 幸久の家                   | 大田市久利町久利691番地 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホーム陽だまりの森                | 大田市久利町久利691番地 | 平成16年3月1日 |

## 島根県告示第260号

島根県母子福祉協力員設置要綱（昭和33年島根県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「に規定する」を「により知事が委嘱した」に改める。

第 2 条第 1 項中「市町村長」を「町村長（福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を管理する町村長を除く。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第 4 条中「 2 年」を「 1 年」に改める。

## 附 則

この告示は平成16年 4月 1 日から施行する。

## 島根県告示第261号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定番号  | 種 類 | 図 書 名 称                    | 発行・出版会社名   | 指定の理由  |
|-------|-----|----------------------------|------------|--|
| 15899 | 雑誌  | アクション写真塾 4月号               | ㈱サン出版      | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 15900 | 雑誌  | コミックアムール 4月号               | ㈱サン出版      |  |
| 15901 | 雑誌  | Chuッ スペシャル 4月号             | ㈱ワニマガジン社   |  |
| 15902 | 雑誌  | ホイップ 4月号 (No.51)           | ㈱コアマガジン    |  |
| 15903 | 雑誌  | コミック ゲッチュ 4月号 (び~た4月増刊号)   | 若生出版株式会社   |  |
| 15904 | 雑誌  | 会いたいVOL.1 熱列熟女画報4月号増刊      | ㈱英和出版社     |  |
| 15905 | 雑誌  | パソコンパラダイス4月号 (vol.143)     | ㈱メディアックス   |  |
| 15906 | 雑誌  | NAKED MAGAZINE DMMDVD4月号増刊 | ㈱ジーオーティー   |  |
| 15907 | 雑誌  | レディースコミック・タブー4月号           | 三和出版株式会社   |  |
| 15908 | 雑誌  | ナイトイマガジン4月号 (No.258)       | ナイトイ出版株式会社 |  |

## 島根県告示第262号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第 1 項の規定に基づき、次の興行を青少

年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定番号  | 種 類 | 題 名                            | 配 給 会 社 名   | 指定の理由  |
|-------|-----|--------------------------------|-------------|--|
| 10544 | 映画  | 未亡人教授 白い肌の淫らな夜                 | 新東宝映画       | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 10545 | 映画  | 後家・後妻 生しゃぶ名器めぐり                | オーピー映画      |  |
| 10546 | 映画  | 援助交際撲滅運動 地獄変                   | キングレコード     |  |
| 10547 | 映画  | 大阪のエロ奥さん 昼間からよばい               | 新日本映像       |  |
| 10548 | 映画  | 新日本映像ニュース<br>大阪のエロ奥さん 昼間からよばい  | 新日本映像       |  |
| 10549 | 映画  | 愛染恭子 v s 菊池えり ダブルGスポット         | 新東宝映画       |  |
| 10550 | 映画  | 豊乳願望 悩殺パイズリ締め                  | オーピー映画      |  |
| 10551 | 映画  | 定食屋の若奥様 やめて、義父さん               | 新日本映像       |  |
| 10552 | 映画  | 痴女OL 秘液の香り                     | オーピー映画      |  |
| 10553 | 映画  | 新日本映像ニュース<br>定食屋の若奥様 やめて、義父さん  | 新日本映像       |  |
| 10554 | 映画  | スパン                            | 東芝エンタテインメント |  |
| 10555 | 映画  | 凌辱の爪跡 裂かれた下着                   | オーピー映画      |  |
| 10556 | 映画  | 義母の寝室 淫熟のよろめき                  | オーピー映画      |  |
| 10557 | 映画  | 便利屋家政婦 ～鍵の穴から～                 | 新日本映像       |  |
| 10558 | 映画  | ノーパン添乗員 あなたを握りたい!              | 新日本映像       |  |
| 10559 | 映画  | 新日本映像ニュース<br>便利屋家政婦 ～鍵の穴から～    | 新日本映像       |  |
| 10560 | 映画  | 新日本映像ニュース<br>ノーパン添乗員 あなたを握りたい! | 新日本映像       |  |
| 10561 | 映画  | 新・O嬢の物語                        | マクザム        |  |
| 10562 | 映画  | 官能の館 人妻昇天                      | 新東宝映画       |  |
| 10563 | 映画  | 熟女・発情 タマしゃぶり                   | 新東宝映画       |  |
| 10564 | 映画  | 透光の樹                           | アルゴ・ピクチャーズ  |  |
| 10565 | 映画  | 淫欲怪談 美肉ハメしびれ                   | オーピー映画      |  |

島根県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月8日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区宮内工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第264号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
仁多郡横田町大字大馬木字渋谷奥ナル林2543 - 17、2543 - 18
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第265号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成11年3月4日農林水産省告示第354号、平成11年10月28日農林水産省告示第1382号、平成14年3月26日島根県告示第338号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第266号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の(4)に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61 - 1番地
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
協和木工株式会社 代表取締役 山口茂 広島県広島市西区商工センター4丁目9番9号
  - (3) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)  
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 岡田元也  
株式会社三城 東京都中央区日本橋室町2丁目4番2号 加納誠治  
有限会社ウエーブ 島根県浜田市殿町83番地217 築地純義  
株式会社藤芳 島根県出雲市今市町702番地 藤江為信

有限会社ジョイント浜田 島根県浜田市下府町327番地80 長谷川等  
 有限会社オートボックスセブン 東京都港区三田 3 丁目13番16号 住野公一  
 有限会社丸勝精肉センター 島根県浜田市相生町3877番地 小越高弘  
 株式会社ジャフコススポーツホールディング 東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号 白石智也

( 変更後 )

株式会社タニムラ 鳥取県鳥取市元魚町 2 丁目112番地 谷村吉朗

イ 変更の年月日 平成16年 2月21日

2 届出年月日 平成16年 3月 4 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市商工観光課 ( 浜田市殿町 1 番地 )

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 ( 団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第267号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 ( 昭和27年法律第180号 ) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名  | 道路の区域   |        |                          | 管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称 | 備考                       |
|-------|------|---|--------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
|       |      | 区 間   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>延 長             |                       |                          |
| 一般国道  | 187号 | 鹿足郡日原町大字左鏡字嶽山川平2164番2地先から同字2164番20地先まで                              | 前      | メートル<br>31.80 ~<br>38.80 | メートル<br>60.00         | 津和野土木事務所<br>道路改良工事<br>拡幅 |
|       |      |   | 後      | 31.80 ~<br>96.00         | 60.00                 |                          |
|       |      | 松江市横浜町53番1地先から同市乃木福富町230番2地先まで<br>松江市西嫁島2丁目113番地先から同市乃木福富町230番2地先まで | A      | 6.10 ~<br>24.50          | 2,431.00              | "<br>左記の A 及び B は関係図面に表  |
|       |      |   | B      | 18.00 ~<br>70.00         | 963.50                |                          |

|     |               |  |     |                |          |           |  |
|-----|---------------|--|-----|----------------|----------|-----------|--|
| 県 道 | 松江木次線         | 松江市横浜町53番 1 地先から同市浜乃木 4 丁目1063番 1 地先まで | 後 A | 6.10 ~ 11.00   | 1,766.00 | 松江土木建築事務所 | 示する敷地の区分をいう。<br><br>市道移管                 |
|     |               | 松江市西嫁島 2 丁目113番地先から同市乃木福富町230番 2 地先まで  | 後 B | 18.00 ~ 70.00  | 963.50   |           |  |
| "   | 大野魚瀬恵曇線       | 松江市上大野町149番 1 地先から同町176番 2 地先まで        | 前   | 11.00 ~ 12.00  | 303.00   |           | "  |
|     |               |  | 後   | 11.00 ~ 14.00  | 303.00   |           |  |
| "   | 横田伯南線         | 仁多郡横田町大字大呂 457番 1 地先から同地番先まで           | 前   | 6.00 ~ 9.00    | 42.00    | 仁多土木事務所   | "  |
|     |               |  | 後   | 12.50 ~ 16.00  | 42.00    |           |  |
| "   | 多伎江南出雲線       | 出雲市大津町1699番 5 地先から同町1128番地先まで          | 前   | 25.00 ~ 52.00  | 55.00    | 出雲土木建築事務所 | "  |
|     |               | 出雲市大津町1699番 5 地先から同町851番地先まで           | 後   | 25.00 ~ 62.50  | 384.00   |           |  |
| "   | 出雲インター線       | 出雲市東神西町360番地先から同市神西沖町304番 1 地先まで       | 前   | 12.00          | 557.00   |           | "  |
|     |               |  | 後   | 12.00 ~ 224.00 | 558.00   |           |  |
| "   | 佐野波子停車場線      | 浜田市大金町918番 1 地先から同町918番 5 地先まで         | 前   | 10.00 ~ 26.00  | 216.00   |           | "  |
|     |               |  | 後   | 27.00 ~ 31.00  | 216.00   |           |  |
| "   | 浜田八重可部線       | 那賀郡旭町大字坂本イ 822番 5 地先から同大字イ154番 3 地先まで  | 前   | 10.00 ~ 20.00  | 200.00   | 浜田土木建築事務所 | "  |
|     |               |  | 後   | 12.00 ~ 50.00  | 200.00   |           |  |
|     |               | 那賀郡旭町大字坂本イ 154番 3 地先から同大字イ185番 3 地先まで  | 前 A | 5.00 ~ 5.50    | 230.00   |           | 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。<br>ダブルウェイ |
|     |               |  | 後 A | 5.00 ~ 5.50    | 230.00   |           |  |
|     |               | 那賀郡旭町大字坂本イ 185番 3 地先から同大字イ787番17地先まで   | 後 B | 13.00 ~ 50.00  | 240.00   |           |  |
|     |               |  | 前   | 6.00 ~ 29.00   | 370.00   |           | "  |
| 後   | 11.00 ~ 67.00 | 370.00                                 | 拡幅  |                |          |           |  |
| 前 A | 8.00 ~ 44.00  | 280.00                                 | "   |                |          |           |  |

|   |         |  |     |               |        |             |  |
|---|---------|--|-----|---------------|--------|-------------|--|
|   |         | 那賀郡旭町大字坂本イ787番17地先から同町大字都川2553番16地先まで    | 後 A | 8.00 ~ 44.00  | 280.00 | 津 和 野 土木事務所 | 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。<br>ダブルウェイ |
|   |         |  | 後 B | 9.00 ~ 50.00  | 260.00 |             |  |
|   |         | 那賀郡旭町大字都川2553番16地先から同大字2553番10地先まで       | 前   | 24.00 ~ 43.00 | 340.00 |             | ”  |
|   |         |  | 後   | 24.00 ~ 84.00 | 290.00 |             | 拡幅                                       |
| ” | 津和野田万川線 | 鹿足郡津和野町大字田二穂字小割1670番3地先から同大字字稗田898番2地先まで | 前   | 5.80 ~ 14.40  | 374.00 | ”           | ”  |
|   |         |  | 後   | 10.80 ~ 26.40 | 374.00 | ”           | ”  |

島根県告示第268号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始の区間                             | 延長             | 供用開始年月日        | 管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称 | 備考 |
|-------|----------|-------------------------------------|----------------|----------------|-----------------------|----|
| 一般国道  | 186号     | 那賀郡金城町大字七条イ633番4地先から同町大字下原7番13地先まで  | メートル<br>440.00 | 平成16年<br>3月16日 | 浜田土木建築事務所             |    |
| 県道    | 海潮宍道線    | 八束郡宍道町大字東来待1657番2地先から同大字1662番1地先まで  | 125.20         | ”              | 松江土木建築事務所             |    |
| ”     | 大野魚瀬恵曇線  | 松江市上大野町149番1地先から同町176番2地先まで         | 303.00         | 平成16年<br>3月20日 | ”                     |    |
| ”     | 横田伯南線    | 仁多郡横田町大字大呂448番14地先から同大字457番1地先まで    | 132.00         | 平成16年<br>3月25日 | 仁多土木事務所               |    |
| ”     | 出雲インター線  | 出雲市東神西町93番2地先から同市神西沖町304番1地先まで      | 530.00         | 平成16年<br>3月16日 | 出雲土木建築事務所             |    |
| ”     | 黒沢安城浜田線  | 浜田市長見町777番8地先から同町765番1地先まで          | 390.00         | ”              | 浜田土木建築事務所             |    |
| ”     | 浜田八重可部線  | 那賀郡旭町大字坂本イ822番5地先から同大字イ90番4地先まで     | 140.00         | ”              | ”                     |    |
| ”     | 跡市波子停車場線 | 江津市波子町口95番6地先から同町口76番1地先まで          | 815.00         | ”              | ”                     |    |
| ”     | 三隅井野長浜線  | 那賀郡三隅町大字三隅2124番44地先から同大字2124番26地先まで | 100.00         | ”              | ”                     |    |

## 島根県告示第269号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 路線名及び区間

| 道路の種類 | 路 線 名      | 区 間                                      |
|-------|------------|--|
| 県 道   | 松江島根線      | 松江市上乃木字安橋1772番3地先から同市西津田町字美月1308番7地先まで   |
| "     | 松江木次線      | 松江市西嫁島2丁目113番地先から同市乃木福富町字半ノ田267番2地先まで    |
| "     | はまだリゾート線   | 浜田市久代町372番5地先から同市上府町イ2445番16地まで          |
| "     | "          | 浜田市上府町イ2445番16地から同町イ1476番4地まで            |
| "     | 下府江津線      | 江津市敬川町352番1地から同町1186番5地先まで               |
| "     | "          | 江津市敬川町352番1地から同町88番地まで                   |
| "     | 三刀屋木次インター線 | 飯石郡三刀屋町大字三刀屋63番4地先から同町大字下熊谷853番1地先まで     |
| "     | "          | 飯石郡三刀屋町大字下熊谷853番1地先から同町大字2023番4地先まで      |
| "     | 出雲空港穴道線    | 簸川郡斐川町大字莊原町2422番地先から八束郡穴道町大字伊志見486番5地先まで |

## 2 指定期日 平成16年 4月 1日

## 島根県告示第270号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 指定する道路の路線名及び区間

| 道路の種類   | 路 線 名    | 区 間                            |
|---------|----------|--------------------------------|
| 一 般 国 道 | 431号     | 松江市打出町250番1地先から同市末次本町86番2地先まで  |
| "       | "        | 出雲市大島町56番3から同市長浜町3057番12まで     |
| 県 道     | 松江鹿島美保関線 | 松江市袖師町3番地先から同市末次本町86番2地先まで     |
| "       | 穴道インター線  | 穴道町大字佐々布3476番3から同町大字2159番34まで  |
| "       | 馬潟港線     | 松江市富士見町2番地先から同市馬潟町字帰り木38番1地先まで |
| "       | 浜田商港線    | 浜市長浜町768番地先から同町230番6地先まで       |
| "       | "        | 浜市長浜町1376番2地先から同町768番地先まで      |
| "       | 江津インター線  | 江津市嘉久志町イ1681番6地先から同町イ421番2地先まで |

## 2 指定期日

平成16年 3月22日

### 3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

#### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

#### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

#### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 島根県告示第271号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、浜田港港湾計画の変更（軽易な変更）の概要を次のとおり告示する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

### 1 港湾計画の概要

平成 9年島根県告示第846号によりその概要を告示し、平成11年島根県告示第298号により計画の変更（軽易な変更）を告示した浜田港港湾計画について、船舶の大型化に対応するため変更した事項は次のとおりである。

#### (1) 小型船だまり計画

| 地 区 名           | 施 設 名 | 規 模               |
|-----------------|-------|-------------------|
| 長浜地区（長浜北小型船だまり） | 小型さん橋 | 1基（延長100mうち90m既設） |

### 2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町 8 番地 島根県土木部港湾空港課

## 島根県告示第272号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、西郷港港湾計画の変更（軽易な変更）の概要を次のとおり告示する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

### 1 港湾計画の概要

平成10年島根県告示第367号によりその概要を告示した西郷港港湾計画について、港湾の環境の整備を図り、主要地方道西郷布施線の道路計画の見直しに対応するため変更した事項は、次のとおりである。

#### (1) 港湾環境整備施設計画

緑地

| 地 区 名 | 面 積 (ヘクタール) |
|-------|-------------|
| 飯田地区  | 1           |

(2) 土地造成及び土地利用計画

| 地 区 名 | 面 積 (ヘクタール) | 用 途       |
|-------|-------------|-----------|
| 飯田地区  | 2           | ふ頭用地      |
|       | 4           | 工業用地      |
|       | 1           | 危険物取扱施設用地 |
|       | 2           | 交通機能用地    |
|       | 1           | 緑地        |
|       | -           | 廃棄物処理用地   |

2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町 8 番地 島根県土木部港湾空港課

---

公 告

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

浜田市野原町1923番 1 外17筆

面積 6,578.53平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市須子町27番46号

株式会社島根互助会 代表取締役社長 安野和夫

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市久白町字小久白360番地 2

面積 400.71平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市荒島町1732番地

島田辰也

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市赤江町字三ツ頭244番地 3 外 2 筆

面積 1,948.06平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市東朝日町199番地 3

株式会社ケーピーエヌ・ジャパン 代表取締役 内藤和男

---

## 島根県公営企業管理規程

---

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 3 号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号、様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

様式第6号

(島根県企業局)納入通知書兼領収書

|                 |            |       |
|-----------------|------------|-------|
| 年度              | 会計名        | 主管課   |
| 発行No.           | 住所・氏名      |       |
| 金額              | 金額         |       |
| 税抜金額            | 税抜金額       |       |
| 消費税             | 消費税及び地方消費税 |       |
| 納入金の内容          |            |       |
| 納入期限            |            |       |
| 納入場所            |            |       |
| 口座番号            |            |       |
| 上記のとおり納入してください。 |            | 領収日付印 |
|                 |            | 印     |

(納入者保管)

(島根県企業局)収入済通知書

|                       |            |       |
|-----------------------|------------|-------|
| 年度                    | 会計名        | 主管課   |
| 発行No.                 | 住所・氏名      |       |
| 金額                    | 金額         |       |
| 税抜金額                  | 税抜金額       |       |
| 消費税                   | 消費税及び地方消費税 |       |
| 納入金の内容                |            |       |
| 納入期限                  |            |       |
| 納入場所                  |            |       |
| 口座番号                  |            |       |
| テ<br>レ<br>ポ<br>ー<br>ル |            | 領収日付印 |

(企業局保管)

(島根県企業局)収入票

|                       |            |       |
|-----------------------|------------|-------|
| 年度                    | 会計名        | 主管課   |
| 発行No.                 | 住所・氏名      |       |
| 金額                    | 金額         |       |
| 税抜金額                  | 税抜金額       |       |
| 消費税                   | 消費税及び地方消費税 |       |
| 納入金の内容                |            |       |
| 納入期限                  |            |       |
| 納入場所                  |            |       |
| 口座番号                  |            |       |
| 受取人                   | 島根県企業局     | 領収日付印 |
| 一連番号                  | 検印         | 扱印    |
| テ<br>レ<br>ポ<br>ー<br>ル |            |       |

(金融機関保管)

様式第7号

領 収 書 (控)

|                |                |    |    |   |   |   |   |   |
|----------------|----------------|----|----|---|---|---|---|---|
| 第 号            | 住所・氏名          |    |    |   |   |   |   | 様 |
| 年度             |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 収 入            |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 会計             |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 金              | 千万             | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|                | 税抜金額           |    |    |   |   |   |   |   |
|                | 消費税及び<br>地方消費税 |    |    |   |   |   |   |   |
| ただし            |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 上記の金額 年 月 日領収済 |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 払込年月日 年 月 日    |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 払込書番号 第 号      |                |    |    |   |   |   |   |   |

注意 金額の訂正は無効です。

領 収 書

|                      |                |    |    |   |   |   |   |   |
|----------------------|----------------|----|----|---|---|---|---|---|
| 第 号                  | 住所・氏名          |    |    |   |   |   |   | 様 |
| 年度                   |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 収 入                  |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 会計                   |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 金                    | 千万             | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|                      | 税抜金額           |    |    |   |   |   |   |   |
|                      | 消費税及び<br>地方消費税 |    |    |   |   |   |   |   |
| ただし                  |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 上記の金額領収しました。         |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 年 月 日                |                |    |    |   |   |   |   |   |
| 鳥根県企業局企業(分任)出納員 氏名 印 |                |    |    |   |   |   |   |   |

注意 金額の訂正は無効です。

様式第8号

(島根県企業局) 振込書兼領収書  
(事後調定払込)

|               |                 |       |
|---------------|-----------------|-------|
| 年 度           | 会 計 名           | 主 管 課 |
| 払 込 番 号       | 所 属             |       |
| 金 額           |                 |       |
| 払込金の内容        | 島根県企業局企業(分任)出納員 |       |
| 払 込 人         |                 |       |
| 払込年月日         | 年 月 日           |       |
| 納 入 場 所       | 山 陰 合 同 銀 行     |       |
| 口 座 番 号       | 県庁支店<br>(普通)    |       |
| 上記のとおり振り込みます。 | 領収日付印           |       |

(納入者保管)

(島根県企業局) 収入済通知書  
(事後調定払込)

|         |                 |       |
|---------|-----------------|-------|
| 年 度     | 会 計 名           | 主 管 課 |
| 払 込 番 号 | 所 属             |       |
| 金 額     |                 |       |
| 払込金の内容  | 島根県企業局企業(分任)出納員 |       |
| 払 込 人   |                 |       |
| 払込年月日   | 年 月 日           |       |
| 納 入 場 所 | 山 陰 合 同 銀 行     |       |
| 口 座 番 号 | 県庁支店<br>(普通)    |       |
| テ レ 扱   | 領収日付印           |       |

(企業局保管)

(島根県企業局) 収 入 票  
(事後調定払込)

|         |                    |       |
|---------|--------------------|-------|
| 年 度     | 会 計 名              | 主 管 課 |
| 払 込 番 号 | 所 属                |       |
| 金 額     |                    |       |
| 払込金の内容  | 島根県企業局企業(分任)出納員    |       |
| 払 込 人   |                    |       |
| 払込年月日   | 年 月 日              |       |
| 納 入 場 所 | 山 陰 合 同 銀 行        |       |
| 口 座 番 号 | 県庁支店<br>(普通)       |       |
| 受 取 人   | シマネケンキョウ<br>島根県企業局 | 領収日付印 |
| 一連番号    | 検 印                | 扱 印   |
| テ レ 扱   |                    |       |

(金融機関保管)

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

## 島根県選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項、第75条第 1 項、第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項、第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数又は 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成16年 3月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |  |         |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数   | 12,176  |
| 2 地方自治法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） | 168,125 |
| 3 地方自治法第80条第 1 項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）              |         |
| 八束第一選挙区  | 6,677   |
| 八束第二選挙区  | 5,543   |
| 八束第三選挙区  | 4,272   |
| 能義選挙区  | 3,995   |
| 仁多選挙区  | 4,513   |
| 大原選挙区  | 8,592   |
| 飯石選挙区  | 5,821   |
| 簸川第一選挙区  | 7,283   |
| 簸川第二選挙区  | 3,937   |
| 簸川第三選挙区  | 4,444   |
| 邇摩選挙区  | 2,506   |
| 邑智選挙区  | 7,899   |
| 那賀選挙区  | 5,002   |
| 鹿足選挙区  | 4,911   |
| 隠岐選挙区  | 6,790   |
| 松江選挙区  | 39,161  |
| 浜田選挙区  | 12,263  |
| 出雲選挙区  | 22,935  |
| 益田・美濃選挙区   | 14,439  |
| 大田選挙区  | 9,150   |
| 安来選挙区  | 8,230   |
| 江津選挙区  | 6,712   |
| 平田選挙区  | 7,850   |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合              |         |

算して得た数)

168,125

正

誤

平成15年 3月28日付け島根県報号外第31号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| 六              | 六              | 六              | 三              | ページ |
|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|
| 島根県訓令第八号の別表第二中 | 島根県訓令第八号の別表第二中 | 島根県訓令第八号の別表第二中 | 島根県訓令第八号の別表第二中 | 箇所  |
| 坂              | 大坂事務所          | 飼肥検            | 別表第六条関係)       | 誤   |
| 阪              | 大阪事務所          | 肥飼検            | 別表第一(第六条関係)    | 正   |

平成15年 5月30日付け島根県報号外第80号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| 一         | 一       | ページ |
|-----------|---------|-----|
| 上         | 上       | 段   |
| 終わりから十    | 終わりから十  | 行   |
| (第四十六条の二) | (第四十七条) | 誤   |
| (第四十六条の二  | (第四十七条  | 正   |